平成23年5月30日

(趣旨)

第1条 この要領は、主催者から各種事業・行事・催しその他これらに類するもの(以下「事業」という。)の実施に際し、恵庭市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の後援する名義の使用に関する承認等について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 後援 教育委員会が、事業の趣旨に賛同し、団体等の実施する事業に名目的に参加することをいう。
 - (2) 営利事業 専ら営利を目的とした事業をいう。
 - (3) 政治活動 特定の政党、政治思想又は政治家を支持し、又はこれらに反対する目的で行われる活動をいう。
 - (4) 宗教活動 特定の宗教の布教、宣伝その他教義に従い行われる活動で、特定の宗教 を促進し、又は他の宗教に干渉する目的で行われるものをいう。

(承認の基準)

- 第3条 後援の名義の使用を承認する基準は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 主催者が、団体等であること
 - (2) その事業の実施が、本市の教育、文化、スポーツ等の発展向上に資するものであること
 - (3) その事業の内容が公共性を持ったものであること
 - (4) 営利事業でないこと
 - (5) 政治活動又は宗教活動でないこと

(承認の申請)

- 第4条 後援の名義を使用しようとする者は、次に掲げる書類を事業の実施日の2週間前までに教育長に提出するものとする。
 - (1) 恵庭市教育委員会後援名義使用承認願出書(様式第1号)
 - (2) 事業の実施要領
 - (3) その他教育長が必要と認める書類

(承認等の決定)

第5条 教育長は、前条の申請を受けたときは、当該申請の内容を審査し、承認する場合は、

恵庭市教育委員会後援名義使用承認通知書(様式2号)により、条件を付して承認するものとし、承認しない場合は、恵庭市教育委員会後援名義使用不承認通知書(様式3号)により通知するものとする。

(承認事項の変更)

第6条 前条の規定により承認を受けたものは、当該承認に係る事業の内容に変更があった ときは、直ちにその旨を教育長に届け出なければならない。

(承認の取消し)

- 第7条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、後援の名義の承認を取り消すことができる。この場合において、教育長は、取消しによって申請者が受けた損害等については、一切の責任を負わないものとする。
- (1) 申請内容に虚偽の事実があるとき
- (2) 第3条の基準に該当しなくなったとき
- (3) 前条の届出を怠ったとき
- 2 前項の取消しを行ったときは、恵庭市教育委員会後援名義使用承認取消通知書(様式 第4号)により通知するものとする。

(報告)

第8条 教育長は、必要があると認める場合は申請者に対し、事業等実施報告書(様式第5号)及び収支決算書(様式第6号)の提出を求めることができる。

(補則)

第9条 この要領に定めるものほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から実施する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年2月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要領の実施の際現にこの要領による改正前の恵庭市教育委員会後援名義使用承認 等取扱要領の規定により行った申請及び承認は、改正後の恵庭市教育委員会後援名義使用 承認等取扱要領の規定により行った申請及び承認とみなす。

部長	次長	課長	主査	スタッフ

様式第1号(第4条関係)

恵庭市教育委員会後援名義使用承認願出書
年 月 「 恵庭市教育委員会教育長 様
住 所
顯出(代表者) 団体名
氏 名
下記の事業実施につき、恵庭教育委員会の後援名義使用を承認下さるよう願い出ます。
龍
1. 事業名
2. 事業の目的及び内容
1) 目 的
2) 内容
3. 共催者・他の後援(予定)者の名称
4. 事業の実施日 年 月 日() ~ 年 月 目()
5. 事業の実施時間 時 分 ~ 時 分
6. 事業の実施場所
7. 人場料・参加料等費用徴収の額 □ 無料 □ 有料※ ()円
※収支予算書(任意様式)を提出
8. 参加者(対象者) 見込み人数
9. 事業実施の事務局(通知の受取先)の所在地・電話番号
確認しましたら□にチェック印を付けてください。
「恵庭教育委員会後援名義使用承認等取扱要領」第3条に反しないことを確認したので申請します。
☆ 一 添付答覧として重業の事権所領禁提出して下さい。

様式第2号(第5条関係)

(記号)第 号指令年 月 日

様

恵庭市教育委員会教育長

恵庭市教育委員会後援名義使用承認通知書

年 月 日付けで申請のありました、本市教育委員会の後援名義使用については、下記 の条件を付して承認しますので、通知します。

記

- 1 事業内容等に変更があったときは、直ちにその旨を届け出てください。
- 2 事業内容等に虚偽の事実を発見したときは、承認した後援名義使用を取り消すことがあります。この場合、取り消しによって生じた損害等について本市教育委員会は一切の責任を負いません。
- 3 単に名義の使用を承認するものであり、行事等に要する経費、発生した損害又は賠償責任及 び派生する諸問題について、本市教育委員会は一切その責任を負いません。
- 4 入場券など金券、チラシ及びビラ等について、市の公共施設等に持ち込み、販売や頒布等を 行わないで下さい。
- 5 後援名義使用承認事業名

年 月 日

様

恵庭市教育委員会教育長

恵庭市教育委員会後援名義使用不承認通知書

年 月 日付申請のありました、本市恵庭市教育委員会の後援名義使用に ついては、後援名義使用承認等取扱要領に規定する承認基準に該当しないため、承認しませ んので通知します。

- 1. 申請した事業名()
- 2. 申請した事業の実施予定日 (年 月 日)
- 3. 承認しない理由
- (1) 主催者が団体等でないため。
- (2) その大会、催事等の実施が、本市の教育、文化、スポーツ等の発展向上に資するものでないため。
- (3) その大会、催事等の内容が公共性を持ったものでないため。
- (4) 営利事業であるため。
- (5) 政治活動又は宗教活動であるため
- ※ 承認しない理由に該当するものに〇印を付すこと。

様式第4号(第7条関係)

(記号)第 号指令年 月 日

様

恵庭市教育委員会教育長

恵庭市教育委員会後援名義使用承認取消通知書

年 月 日付け 第 号で通知した後援名義の使用承認について、下記のとおり取り 消します。

記

- 1. 事業の名称
- 2. 取消しの理由 恵庭市教育委員会後振名義使用承認等取扱要領第7条第1項第 号の 規定に該当するため

様式第5号(第8条関係)

年 月 П

恵庭市教育委員会教育長 様

事業等実施報告書

年 月 日付け 第 号指令により後援名義使用承認を受けました行事について、次のとおり実施しましたので報告します。

添付書類

- (1) 事業の内容、参加人数、成果等がわかる書類
- (2) 収支決算書(様式第6号)
- (3) その他の書類

様式第6号(第8条関係)

収支決算書

【収入】

科	日	金	額	内	訳	
合	計					

【支出】

		r:			
科	Ħ	金	額	内	訳
合	計				